

遺産の共有

——19世紀後半から20世紀初頭中央アジアの家族と家産継承——

Jointly Owning Family Property : The Case Study from Russian Turkestan

磯貝健一

Kenichi ISOGAI

Abstract For Muslims lived in any part of premodern Islamic world the Islamic law of succession served as a barrier to an attempt to keep family property intact, because it stipulated that equal shares should be given to those who were in equal relationship to deceased. Consequently, those who had an intention to keep the integrity of their inherited property had to have recourse to different ways to achieve their goal. One such way was jointly owning inherited property by heirs, whereas they received appropriate shares of the estate. In this case, if one of the joint owners died, his/her shares were inherited by his/her own heirs including sometimes those who had been outside the co-ownership for their not having the right of succession to the generator of the estate.

By consulting the fatwa document which was produced in the early twentieth century Samarqand province of Russian Turkestan, and which records the case concerning the joint ownership of family property, the author offers following conclusions : first, the way of calculating the shares allocated to each one of the joint owners, as shown by the calculating tables attached to the document, completely agrees with the teachings found in *al-Farā'id al-Sirājiya*, the twelfth century Hanafite juristic work specially devoted to the law of succession and enjoyed prolonged popularity as a fundamental textbook for learning the method of calculating shares of succession. Second, as presented by similar fatwa documents from Russian Turkestan, through the inheritance of the shares held by deceased joint owners, the membership of co-owners could have been even conferred to the persons who were in relationship to the generator of the estate either through maternal line or by affinity, whereas they were prone to be excluded from or explicitly not entitled to inheritance according to the Islamic law.

Keywords Islamic law of succession (イスラーム相続法), Russian Turkestan (ロシア帝国領トルキスタン), Fatwa document (ファトワー文書)

はじめに

中央アジアを対象とする歴史研究において、家族史研究という分野は現在に至るまでほぼ未開拓のまま残されていると言えよう。無論、家族または特定の家系がこれまでまったく研究の組上に上らなかつたわけではない。ソ連期の歴史研究者にとっては社会経済史研究、とりわけ封建領主による搾取の実態を解明する作業が喫緊の課題とされたが、これと関連して、封建領主の一形態とみなされたスーフィー教団指導者（シャイフ）の家系および家産形成は重要な研究対象となった¹⁾。また、ソ連崩壊後もスーフィー・シャイフの家系研究は、今度は社会史研究の一ジャンルとして主に旧西側研究者により引き継がれている²⁾。ただし、叙述史料であれ文書史料であれ、一次資料を利用して社会各層の家族の在り方を解明しようとする本格的な家族史研究は、管見の限り殆どなされてこなかつた³⁾。この状況は、主としてシャリーア（イスラーム法）法廷文書に依拠した家族史研究のモノグラフさえ複数公刊されているオスマン朝史研究とは極めて対照的である⁴⁾。

この状況を多少なりとも改善するため、本論では19世紀後半から20世紀初頭のシャリーア法廷文書にもとづき、ロシア帝国領中央アジア（行政区分上、「トルキスタン地方 Turkestanii krai」と呼称された）における家族についてまずは初歩的な考察を行うことを目指す。とは言え、家族史研究の課題は実に多様である。世帯の構成と規模、家産の形成・維持・継承、ジェンダー、ライフコース等々はいずれも家族史研究の射程内に入る問題群であり、一人の研究者がその全てを扱うことは固より難しい。本論では、主としてファトワー文書⁵⁾という種類の史料を利用しながら、家産の継承とその担い手という問題を扱ってみたい。具体的には、当時の中央アジア社会において、家族の共有物として遺産を継承・維持することが決して珍しくはなかつたこと、そして、その担い手は共有物を生成した人物の直接の相続人に限られなかつたこと、の二点を示すことが本論の目的となる。

-
- 1) 主要なものとして、ジューイバール・ホージャ家を扱った [Ivanov 1954]、ホージャ・アフルール家を扱った [Chekhovich 1974] が挙げられる。
 - 2) 近年の研究成果としては、フェルガナ盆地のスーフィー・シャイフの家系を扱う [Kawahara 2012] がある。また、McChesney は聖者廟の管財人の家系が地域の名家となるプロセスを定式化している [MaChesney 1996: 69-115]。一方、世俗君主を対象としたものだが、ティムール朝の通婚政策を扱う [川口 2007: 32-86] も特定の家系を対象とする歴史研究の成果である。
 - 3) その意味で、ロシア帝政期のサマルカンドに由来する、同一家系に関連した約60点のシャリーア法廷文書コレクションに依拠しながら、父子間の経済活動における協働、および、父から長子への実質的な家督の継承という問題を扱った [Welsford 2013] は、一家系のみを対象とする事例研究とはいえ、法廷文書を利用した本格的な中央アジア家族史研究の嚆矢と言えるだろう。
 - 4) オスマン朝領を対象とした2000年代半ばまでの家族史研究の概要については [Agmon 2006: 22-57] を参照せよ。また、近年の成果としては [Doumani 2017] がある。
 - 5) 中央アジアで作成されたファトワー文書の書式については [Isogai 2011] を、その作成プロセスについては [磯貝健一 2014] を参照せよ。また、[Sartori 2016: 250-305] も、ロシア統治期後における現地のファトワー文書とその機能について取り扱う。

ここで、本論の構成を予め説明しておこう。まず、次章では前近代のイスラーム世界、および、その一部である中央アジアにおいて、遺産の共有が一般的な現象であったことを示し、次いで、本論の主要史料となる20世紀初頭のサマルカンド州で作成されたファトワー文書の内容を提示する。さらに、続く2つの章で遺産が共有された状態で共有者が次々に死亡した場合の持分の相続、および、これに伴う共有者の構成の変化について考察する。そして最終章では、いずれも帝政期のものと推定される、サマルカンド州とフェルガナ州に由来する類似の案件を扱ったファトワー文書4点を紹介し、共有状態にある遺産の持分の相続が繰り返されることによって、共有物を生成した人物の男系親族に加え、女系親族や姻族も遺産の共有者に名を連ね得たことを具体的に示す。

I 遺産の共有

1 遺産共有の事例

同一の続柄を有する相続人間での均分相続を旨とするイスラーム法の相続規程が、結果として遺産の細分化を引き起こすことは夙に知られるところである。自身の不動産を特定の宗教施設のワクフに設定し、寄進者本人およびその子孫が管財人に就任することで家産の一体性を保持しようとする試みは、家産の細分化を防止する方策の一つと見ることも出来る。しかしながら、相当量の資金と不動産の所有を前提とするこのような方策を取り得たのは、あくまでごく一部の社会層に限られていたことだろう⁶⁾。一方で、家族内で支配的な地位を占めていたと思しき人物が他の相続人から相続財産を買い集めることで家産の一体性を回復しようとしたり [Welsford 2013: 320]、または、遺贈によって家産の主たる継承者を事前に指定したりといったように⁷⁾、家産の一体性を維持するための方策は様々であった。本論で扱う遺産の共有も、こうした方策の一つとみなすことができる。

ところで、相続人間での遺産の共有という行為は、前近代のイスラーム世界において決して特殊な事例ではなかった。たとえば、19世紀後半にオスマン朝で制定、公布されたハナフィー派法学をベースとする民法典『メジェッレ』⁸⁾は、全1851条のうち財産共有関連の規定に54条を割いているが(第1060-1113条) [Majalla: 143-151]、その最初の条文である第1060条は、財産共有の原因として売買、贈与、付和・混和と共に遺贈と相続を挙げている。

6) 一方、受益者に家族のメンバーを指定する、いわゆる家族ワクフが中央アジアで一般的に行われていたことを示す証拠は管見の限り存在しない。

7) 本稿の第IV章第5節で紹介するケースがその実例である。

8) 『メジェッレ』の概要については、[大河原ほか2011: 21-42]を参照のこと。また、『メジェッレ』はシャリーア法典化の先駆けであったが、その意義については[大河原・堀井2014: 43-57]を参照せよ。尚、本論では『メジェッレ』を利用するにあたり、そのアラビア語訳を参照した。

また、同時代の中央アジア各地で作成されたシャリーア法廷文書によっても、このことは容易に裏付けられる。たとえば、トルキスタン地方サマルカンド州で作成された1911年付の売買文書によれば、4人の男女が共有物である遺産を予め分割し、その上で分割後の各自の財産を同時に単一の人物に売却している〔SOKM 3176-49〕。共有物である遺産が分割されぬまま売却されたケースも存在する。やはりサマルカンド州で作成された1903年付売買文書は、4名の共有者の内の1人が自身の資格と他3人の代理人の資格において、共有する遺産の持分全てを売却した事例を記録する〔SOKM 3176-65〕。

不動産売買等の証書では、契約の目的物となる物件を特定するため四囲の境界が必ず明記されたが、各々の境界は隣接する物件が私有地であればその所有者名（「Xの土地/私有地」）、施設であればその種別（道路、水路等）を記載することで表示された。遺産の共有が一般的であったことは、この境界表示の文言からも見て取れる。隣接する物件の所有者が個人名ではなく、「Xの子どもたち（*aulād*）」という表現で記載される例は、ロシア帝国領であるサマルカンド州やフェルガナ州に由来する文書にかぎらず、ヒヴァ・ハーン国領の文書にもしばしば見出される。また、サマルカンド州の文書には、「Xの相続人たち（*waratha*）」という表現も頻出する。不動産が家族のメンバーにより共有される原因はなにも相続のみにかぎられていたわけではなく、たとえば親子や兄弟が共同で一筆の不動産を購入した結果、家族の共有物が生成されるケースも有り得た。しかしながら、所有者の名前を特定することなく、被相続人であるX一人のみの名前を冠して隣接物件を表示する上記の事例は、その殆どが相続人間でXの遺産が共有されている状況を表現したものと見て差し支えないだろう。このように、少なくとも19世紀後半から20世紀初頭の中央アジアでは、それがロシア帝国の領内であるか否かを問わず、家族のメンバーにより遺産を共有することが一般に行われていたのである。

2 SOKM 4063-29-64 文書

ここで、本論の構成の核となるファトワー文書のテキストの訳文を提示する。本文書はウズベキスタン共和国サマルカンド州立博物館の所蔵品であり、20世紀初頭、トルキスタン地方サマルカンド州に属するいずれかの法廷に提出されたものと考えられる⁹⁾。尚、ファトワー文書冒頭の定型文は訳出を省略している。

9) 本文書は、101枚の紙片状文書を綴じ合わせた紙束の内に含まれるものである。これら101枚の紙片は、(1)片面のみが使用され、そこにファトワー文書が記載されるもの、および、(2)一方面にファトワー文書、反対面に別のファトワーないし、他の種類の文書が記載されるもの、のいずれかである。この紙束を構成する文書には4063-29を親番号とする所蔵番号が付与されており、いずれも20世紀初頭のサマルカンド州に由来するものと推定される〔Isogai 2011: 261〕。

(本文)

案件は以下の通り。Ustā Zubaidallah が死去し、その私有財産であった 1 軒の住宅が、余白部に記載されるような持分相続 (munāsakha) を経て相続人間で継承されている。シャリーアに則り諸要件に鑑みるならば、この場合、聖法の運営者たるイスラームの裁判官が、[持分相続表に] 記載される相続人の一人である 'Abd al-Ra'ūf の請求を容れて、[表中に] 記載される相続人たちが占有している上述の家屋を各自の持分に応じて分割する様命じるならば、来世で報酬を得るのではなかろうか。答えよ、さすれば報われよう。[その通りに行動するならば裁判官は] 来世で報酬を得るだろう。神—至高なれ—こそは最も良く知り給う。

(印影)

Mullā Abū Yūsuf Muftī b. Qāḍī Muḥammad b. Ya'qūb

(典拠表示部分)

遺産となった財物ないし権利は相続人に属す。Kāfī¹⁰⁾より

分割後も [共有者の] 全員が用益を享受可能な場合、[裁判官は共有者の内の] 一人の請求を以て分割を実行する。よって、裁判官は [分割請求に] 応じなければならない。Farā'id(?) Sharḥ Kanz¹¹⁾より。

以上がテキストの内容である。文面から理解されるように本文書は、共有者の一人が原告となり、他の共有者を相手取って共有物の分割を請求した訴訟の際に、原告が獲得したファトワーである。訴訟沙汰になっている以上、他の共有者は分割に反対したはずである。ハナフィー派の通説では、分割を実施することにより一部の共有者に不利益が生じる様なケースでは分割請求が棄却されることも有り得るが、そうでないならば、原則としてカーディーはその請求を認める判決を下すことになっている [柳橋 2012: 116-119]¹²⁾。典拠表示部分に引用される学説を見る限り、少なくとも原告は、この分割が他の共有者に不利益を齎すものではないと主張したのだろう。

また、筆者が「持分相続」と訳した munāsakha という語はイスラーム相続法の術語であり、「遺産の分割前に相続人の一人が死亡することにより、その者の持分が、その者の相続人に移動すること」と定義される [Jurjāni: 158]。本文中で言及されるように、本文書の右余白部には共有物における共有者各人の持分を示す 3 つの表が配置されている (後掲の表

10) Muḥammad b. Muḥammad al-Marwazī (d. 945), *al-Kāfī fī al-Fiqh* [GAL vol. 1: 174]。

11) 確定は出来ないが、Ḥāfiẓ al-Dīn 'Alī b. Aḥmad b. Maḥmūd al-Nasafī (d. 1310), *Kanz al-Daqā'iq fī al-Furū'* [GAL vol. 1: 196-7] への注釈書の一つと考えられる。

12) 上記『メジェッレ』にも、分割により共有者に不利益が生じないのであれば、共有者の一人が分割を請求した場合、裁判官は分割を強制する、という趣旨の条文が存在する (第 1139 条) [Majalla: 155-6]。

11, 12, 13)。本文には明記されないが、じつはこの訴訟は、後に共有物となる家屋自体を対象とする相続、および、この家屋への持分を対象とする2度の相続という、計3回の相続を経た後に提起されたものである。上で述べた余白部の3つの表は、各回の相続における相続参加者各人の持分の計算過程とその結果を表示したものである。これら3つの表の内容と、そこに記載される各々の数字の意味については第三章で取り上げる。

持分相続の計算過程を記載する上記の表は、遺産共有による家産の継承をテーマとする本論にとって極めて興味深い資料となる。第一に、これらの表は共有物の持分の相続における相続分計算の過程を示すものであるから、これにより当時のシャリーア法廷の実務担当者がこうしたケースにおける相続分計算の際に依拠したロジックを窺い知ることが出来る。第二に、この表は一定の期間を挟んで次々に行われた3回の相続の詳細を伝えるものであるから、その内容を追うことにより遺産共有者の構成がどの様に変化していったのかを跡付けることが出来る。

以下では、まず現地で支配的な地位を占めていたハナフィー派イスラーム法学の古典的な相続法の教科書を利用して、当時のシャリーア法廷の実務担当者が共有していたはずの相続分計算手法について解説する。そのうえで、上記の表に記載される相続分の計算手法がハナフィー派の教科書に見えるそれと完全に一致することを証明し、さらに、複数回の持分相続を経た後の遺産共有者の構成を具体的に示すこととする。

II 法学書に見える相続分計算の手法

I 相続分はどのように表示されたか

本章では、ハナフィー派相続法の古典的教科書である al-Sajawandī (12世紀) の *Kitāb al-Farā'id al-Sirājiya* に、al-Sayyid al-Sharif al-Jurjānī (1413年没) が付した注釈を参照しながら、往時のウラマーの間で共有されていた相続分の計算手続きを確認する。勿論、複雑極まりないイスラーム法の相続規程を解説するのが本章の目的ではなく、そして、それはそもそも筆者の手に余る作業である。ここで目的とするのは、あくまで相続分の計算手続きであることを予め断っておく。

イスラーム法に則って相続を行う場合、まずコーランに記載される「割当相続人」の相続分を先に確定し、遺産全体から割当相続人の相続分を引き去った残余をアサバ ('aṣaba) (男性男系血族) に分配する¹³⁾。被相続人との続柄にもとづき各相続人の相続分を計算する方法については既に研究の蓄積がある¹⁴⁾。したがって、相続人の顔ぶれさえ確定しているの

13) 割当相続人とアサバの内訳については、[柳橋 2005: 492-3] を参照のこと。また、全相続分より割当相続人に配当される分を引き去ったものがアサバの相続分となることから、アサバは「残余相続人」とも呼ばれる [柳橋 2005: 492]。

14) たとえば、[柳橋 2005] [Coulson 1971] を参照のこと。

べきものなのである。

この「全相続人の相続分の総和」を“mas'ala”という。mas'ala とは、アラビア語で「問題」「事案」を意味する単語であるが、ここでは「所定の相続事案における持分の総和」といった程度の意味で用いられる。持分の総和である mas'ala は実質上、相続人各人の持分を整数で表示するための共通の分母と同義となる。上の例で言えば、この相続における mas'ala、即ち持分の総和は 72 であるが、各人の相続分はこの 72 を共通の分母としたときの分子として理解することが出来る。ただし、Jurjānī が整数の計算のみで相続分の計算手法を説明している以上¹⁶⁾、本論でも mas'ala には「分母」ではなく、「持分の総和」という訳語を付しておく。これらの点を踏まえた上で、以下、法学書に示される計算手続きを紹介してゆく。

2 相続人のグループ化と「持分の原総和 (aşl al-mas'ala)」の設定

相続分の計算は、相続分の算定の際に同一の規程が適用される相続人同士をグループ化することから始まる。このとき、グループの構成員が 1 名のみとなる場合も有り得る¹⁷⁾。上記の例をここでも使用しよう。生存配偶者というカテゴリーの下で割当相続人となる妻は、1 名のみで 1 グループを形成する。なぜなら、このカテゴリーに属する相続人は他に存在しないからである。また、女性卑属というカテゴリーで割当相続分を得る 3 人の娘は共同で 1 グループを構成する。一方、アサバの相続人である父方のおじは 1 名のみで 1 グループとカウントされる。

こうして各相続人がグループ化されたならば、次にこれらのグループから割当相続人が構成するグループのみを抽出する。ここでは、妻のグループと娘のグループ、計 2 つがこれに相当する。そのうえで、まずは個人ではなく、これらのグループごとに割当相続分が算定される。上に述べた様に、妻のグループならば 1/8、娘のグループならば 2/3 がグループごとの相続分である。

次に、これら割当相続人が構成する各グループの相続分を整数で表示し得る、最小の持分の総和を設定する。これは、各グループの相続分を表示する分母間の最小公倍数に相当する。このケースでは、8 と 3 の最小公倍数である 24 が持分の総和となる。こうして設定された《割当相続人が構成する各グループの相続分を、整数で表示し得る最小の持分の総和》を「持分の原総和 (aşl al-mas'ala)」という。また、アサバの相続人が構成するグループの相続

16) もちろん、割当相続人に割り当てられた相続分 (1/2, 1/3, 1/4 など) は分数の形で言及される。ただし、Jurjānī の記述の中で整数と分数、あるいは、分数同士の演算がなされることはない。また、上記表 2 に記載されるような相続分にしても、各人の相続分は、予め持分の総和が宣言されたうえで、必ず整数の形で表示される。たとえば、表 2 の妻の持分はあくまで「9」であり、「9/72」とは表現されない。

17) 相続人のグループ化と、後述する「持分の原総和」の設定については、[Jurjānī: 87-92] を参照せよ。

分は、持分の原総和から割当相続人に配当される相続分を引き去った残余となる。かくして、これら3グループの相続分は下の表3の様に表現される。

表3

グループ	妻	娘	父方のおじ
相続分	3	16	5
持分の総和	24		

3 全相続人の相続分を整数で表示するための持分の原総和の「適正化 (taṣḥīḥ)」

3-1 「適正化」とは何か

こうして、各グループの相続分が、持分の原総和内に整数で表示された。しかしながら、各人の相続分を原総和である24という数の内に示す場合、妻と父方のおじの相続分は整数で表示できても、グループ全体の相続分16を等分する3人の娘各人の相続分は整数で表示し得ない。この問題を解決するためには、いずれの相続人の相続分も整数で表示することが出来るような最小の持分の総和を求め、その内で各人の相続分を再表示せねばならない。この持分の総和の再設定作業を「適正化 (taṣḥīḥ)」と呼ぶ¹⁸⁾。Jurjāniによる適正化手順の説明をまとめると以下の様になる。

持分の原総和内に各グループの相続分を表示したとき、相続分が成員数で割り切れないグループが1つでも存在する場合、適正化が必要になる。このとき、該当するグループが1つのみならば、《(その成員数÷その相続分と成員数の最大公約数(wafq))×持分の原総和》という計算を実施することで持分の総和の適正化が実現される¹⁹⁾。

一方、相続分がその成員数で割り切れないグループが複数存在する場合は、《これらのグループの成員数²⁰⁾同士の最小公倍数×持分の原総和》という計算により、適正化後の持分の総和が得られる。

こうして持分の総和の適正化が行われたならば、すべての相続人の持分は、適正化後の持分の総和内に整数で表示可能となる [Jurjāni: 110-118]。

以下、Jurjāniの説く適正化手順を再説明してみよう。尚、以下の説明では、各グループにアルファベットの名前を付け、たとえば持分の原総和内におけるグループAの相続分ならば「相続分A」、成員数は「成員数A」、相続分と成員数の最大公約数は「最大公約数A」とそれぞれ表示する。また、既に述べたように、Jurjāniは適正化や持分相続の手順を説明

18) Jurjāniは適正化を次の様に定義している。「相続人各人の持分に小数が生じない、最小の持分の総和を設定すること」 [Jurjāni: 110]。

19) このとき、相続分と成員数が互いに素であるならば、最大公約数は1にしかならず、したがって、単純に《成員数×持分の原総和》を計算することで適正化が実現される。

20) この様なケースにおいて、これらのグループの「成員数」とJurjāniが呼んでいるものは、対象となるグループの成員数を予め《その相続分と成員数の最大公約数》で割ったものである。

する際に分数を使用しないが、筆者が再説明を行う場合に限り、便宜上、各グループの持分と持分の総和の関係を分数の形で提示することにする。

A) 《相続分÷成員数》の商が整数とならないグループが1つのみ存在するケース

ここでは、該当するグループを A とする。この場合の持分の前原総和の適正化は、恐らく以下の様な考え方にもとづいている。

- (ア) グループ A の各成員の持分を最小の整数で表示するためには、グループ A 全体の持分を《相続分 A と成員数 A の最小公倍数》に変換してしまえばよい。これにより、グループ A 全体の持分は、成員数 A で割り切ることが出来るようになるからである。
- (イ) 《相続分 A と成員数 A の最小公倍数》は、《相続分 A × 成員数 A ÷ 最大公約数 A》を計算することにより求められる²¹⁾。これは、相続分 A に《成員数 A ÷ 最大公約数 A》を乗じたものである。
- (ウ) 相続分 A に《成員数 A ÷ 最大公約数 A》を乗じて、グループ A 全体の持分数を変更したのであれば、持分の前原総和にも同じ数を乗じて持分の総和を再設定せねばならない。これが「適正化」である。よって、適正化後の持分の総和は、《持分の前原総和 × (成員数 A ÷ 最大公約数 A)》となる。これこそが、Jurjāni の述べる《(その成員数 ÷ その相続分と成員数の最大公約数) × 持分の前原総和》の意味するところである。

これを分数の形に直して表現してみよう。適正化後の持分の総和を用いてグループ A の相続分を表示した結果は、次の様になる。

$$\frac{\text{相続分}A \times (\text{成員数}A \div \text{最大公約数}A)}{\text{持分の前原総和} \times (\text{成員数}A \div \text{最大公約数}A)}$$

よって、《持分の前原総和 × (成員数 A ÷ 最大公約数 A)》という計算により、適正化後の持分の総和が導かれるのである。

B) 《相続分÷成員数》の商が整数とならないグループが複数存在するケース

ここでは、該当するグループを A, B とする。この場合の持分の前原総和の適正化は、恐らく以下の様な考え方にもとづく。

(ア) 上述の様に、グループ A を対象とする適正化は、《持分の前原総和 × (成員数 A ÷ 最大公

21) 任意の2つの整数、XとYの最大公約数をGとする。ならば、 $X=Ga$ 、 $Y=Gb$ (aとbは互いに素) という表現が成り立つ。両者の最小公倍数をLとすると、 $L=Gab$ となるが、 Gab とは $GaGb/G$ 、即ち XY/G (XとYを掛け合わせて、両者の最大公約数で割ったもの) と同一である。

約数 A)》で実現された。同様に、グループ B を対象とする適正化は《持分の原総和 × (成員数 B ÷ 最大公約数 B)》により実現される。

- (イ) 一方、グループ A とグループ B の両者を対象とする適正化は、《持分の原総和 × (成員数 A ÷ 最大公約数 A)》と《持分の原総和 × (成員数 B ÷ 最大公約数 B)》との間の最小公倍数を持分の総和に設定することで実現される。これは、《持分の原総和 × 《(成員数 A ÷ 最大公約数 A) と (成員数 B ÷ 最大公約数 B) の最小公倍数》》を計算することで求められる。
- (ウ) よって、適正化後の持分の総和は、《持分の原総和 × 《(成員数 A ÷ 最大公約数 A) と (成員数 B ÷ 最大公約数 B) の最小公倍数》》となる。これが、Jurjānī の説明に現れる《これらのグループの成員数同士の最小公倍数 × 持分の原総和》の意味するところである(註 20 で述べた様に、このケースで Jurjānī が「成員数」と呼ぶものは、《成員数 X ÷ 最大公約数 X》である)。

これも分数の形で表現すると判り易い。適正化後の持分の総和を用いてグループ A あるいは B の相続分を表示した結果は、次の様になる。

$$\frac{\text{相続分 A あるいは B} \times \langle (\text{成員数 A} \div \text{最大公約数 A}) \text{ と } (\text{成員数 B} \div \text{最大公約数 B}) \text{ の最小公倍数} \rangle}{\text{持分の原総和} \times \langle (\text{成員数 A} \div \text{最大公約数 A}) \text{ と } (\text{成員数 B} \div \text{最大公約数 B}) \text{ の最小公倍数} \rangle}$$

同様の条件を満たすグループが 3 つ以上存在する場合でも、手順は同じである。

3-2 具体例への適用

これを上で使用した例に適用してみよう。上の例では、《相続分 ÷ 成員数》の商が整数とならないグループは娘グループのみであるので、上記 A) の手順が適用される。持分の原総和は 24、娘グループの相続分は 16、成員数は 3 であった。16 と 3 は互いに素であるため、適正化後の持分の総和と娘グループの相続分は次の様な計算式で求められる。

$$\frac{16 \times 3}{24 \times 3} = \frac{48 (\text{適正化後の持分の総和における娘グループの相続分})}{72 (\text{適正化後の持分の総和})}$$

あとは、各相続人の持分を、この適正化後の持分の総和内に表示すればよい。たとえば、妻の相続分は持分の原総和内では 3 であったが、適正化の過程で持分の原総和には 3 を掛けていたので、その相続分にも 3 を掛けて 9 となる(上述の表 2 を参照)。

4 持分相続 (munāsakha) の計算手順

4-1 持分相続の基本原則

これで相続人のグループ化、持分の原総和の設定とその適正化、という相続分計算の基本的手順を説明し終えたことになる。そこで、本論の主たるテーマである、共有状態にある遺産の持分が相続対象となるケースでの持分計算の手法に話を移そう。

ところで、持分相続においては、常に被相続人がそれ以前の相続で獲得した持分 (= 通算獲得持分) が相続対象となる。つまり、各回の相続を「 n 回目の相続」と表現するならば、 n 回目の相続対象となる持分とは、被相続人が $n-1$ 回目の相続終了時点で所持していたそれに相当する。 $n-1$ 回目の相続終了時点で遺産共有者各人が所持していた持分を表示するための持分の総和 (これを α とする) と、 n 回目の相続において相続人各人に配分される持分を表示するための持分の総和 (これを β とする) は、当然のことながら異なる。さらに、 n 回目の相続終了時点での通算持分を表示するための持分の総和は、 α と β を統合したものでなければならない。したがって、 n 回目の相続終了時点での共有者各人の通算持分を表示するには、(1) まず、 $n-1$ 回目の相続終了時点で各人が保持していた通算持分と、 n 回目の相続で配分された相続分を横並びに表示できる様、 α を適正化し、(2) そのうえで、 $n-1$ 回目の相続終了時まで獲得された通算持分と、 n 回目の相続の際に獲得された持分とを合算して、(3) これを適正化後の持分の総和内に再表示せねばならないのである。

このようにやや複雑な持分相続の計算手順を説明するにあたり、ここでは次の様な表現を用いる。まず、 n 回目の相続に限定して使用する持分の総和を「持分の総和 n 」とする。また、 n 回目の相続終了時点での共有者各人の通算持分を表示するための持分の総和は「通算持分の総和 n 」とする。そして、通算持分の総和 $n-1$ を使用して表示した、 n 回目の相続対象となる持分は、「相続対象 n 」と呼ぶ。

それでは、説明に使用する用語が決まった所で、Jurjāni に依拠してその計算手順を説明してみよう (無論、Jurjāni が上記のような用語を使用しているわけではない)。Jurjāni の説くところをまとめると、《相続対象 $n \div$ 持分の総和 n 》の商が整数とならない場合、〈通算持分の総和 $n-1$ 〉を適正化する必要が生じる。この適正化は、本章第 3 節で述べた持分の原総和の適正化と同様の手法により実現される。このとき、上記の「相続分 X 」は〈相続対

表 4

持分の原総和の適正化	→	〈通算持分の総和 $n-1$ 〉の適正化
相続分 X (持分の原総和内のグループ X の相続分)		相続対象 n (通算持分の総和 $n-1$ 内の被相続人の持分)
成員数 X (グループ X の成員数)		持分の総和 n (n 回目の相続に限定して使用される持分の総和)
最大公約数 X (上記 2 つの数の最大公約数)		最大公約数 n (上記 2 つの数の最大公約数)
持分の原総和 (適正化の対象)		通算持分の総和 $n-1$ (適正化の対象)

象 n) に、「成員数 X 」は〈持分の総和 n 〉に、「最大公約数 X 」は〈相続対象 n 〉と〈持分の総和 n 〉の最大公約数（以下、「最大公約数 n 」と呼ぶ）に、そして、「持分の前総和」は〈通算持分の総和 $n-1$ 〉にそれぞれ相当する（表 4 参照）。

通常の相続における持分の前総和の適正化が《持分の前総和 \times (成員数 $X \div$ 最大公約数 X)》という計算で実現されたように、持分相続における〈通算持分の総和 $n-1$ 〉の適正化を実施するためには次の様な計算を行う。

$$\text{通算持分の総和 } n = \text{通算持分の総和 } n-1 \times (\text{持分の総和 } n \div \text{最大公約数 } n)$$

また、適正化後の通算持分の総和内（〈通算持分の総和 n 〉）で、遺産共有者各人が所持する持分は次の様に表示される。

$n-1$ 回目の相続終了時点で各人が保有していた持分：

$$\text{通算持分の総和 } n-1 \text{ 内の持分} \times (\text{持分の総和 } n \div \text{最大公約数 } n)$$

n 回目の相続において相続参加者が獲得した持分：

$$\text{持分の総和 } n \text{ 内の持分} \times (\text{相続対象 } n \div \text{最大公約数 } n)$$

[Jurjānī: 158-163]

上記の内容を再説明するにあたり、まずは、〈通算持分の総和 $n-1$ 〉の適正化が、持分の前総和の適正化と同じ手法で実現されるという、Jurjānī の説明の意図を明らかにしておくべきだろう。

n 回目の相続直前の段階における遺産共有者各人の通算獲得持分は、〈通算持分の総和 $n-1$ 〉内に横並びに表示されている。 n 回目の相続の被相続人とはこれら遺産共有者の内の一人なのだから、 n 回目の相続の対象とは、〈通算持分の総和 $n-1$ 〉内に表示される被相続人の持分にほかならない。これが〈相続対象 n 〉である。このとき、〈相続対象 n 〉が、 n 回目の相続への参加者各人の持分を整数で表示するための最小の数に相当する〈持分の総和 n 〉で割り切れない場合、本章第 3 節で述べた持分の前総和の適正化と同様の手続きによって、〈相続対象 n 〉の数値を変換し、これに合わせて〈通算持分の総和 $n-1$ 〉も適正化する²²⁾。表 5 に示した通り、この〈通算持分の総和 $n-1$ 〉の適正化作業は、前述した持分の前総和の適正化と全く同じ手順を踏んでいる。これが Jurjānī の説明の意図するところである。

よって、〈通算持分の総和 $n-1$ 〉の適正化作業とは、 n 回目の相続の対象となる持分を

22) 一方で、〈相続対象 n 〉が〈持分の総和 n 〉で割り切れるならば、 n 回目の相続で各人が取得した持分は〈通算持分の総和 $n-1$ 〉内にそのまま表示することが出来るため、適正化を行う必要はない。

表 5

グループ	妻	息子 (2人)
相続分	1	7
持分の原総和	8	

↓

息子グループの相続分が
成員数で割り切れな
いため適正化を実施

グループ	妻	息子 (2人)
相続分	2	14
適正化後の持分の総和	16	

共有者	A	B	C
通算持分	1	6	8
通算持分の総和 n-1	15		

↓

共有者 B が n 回目の相続の被相続人で、かつ、〈持分の総和 n〉=8 であるとき、〈相続対象 n〉=6 は〈持分の総和 n〉で割り切れなため適正化を実施

共有者	A	相続の対象	C
通算持分	4	24	32
通算持分の総和 n	60		

《〈相続対象 n〉と〈持分の総和 n〉の最小公倍数》へと変換し、これに合わせて通算持分の総和を再設定する作業なのだと言い得る。その作業手順を説明すると以下の様になる。

- (ア) 〈相続対象 n〉を、〈持分の総和 n〉で割り切れる最小の数に変換するには、両者の最小公倍数を求めればよい。これは、《〈相続対象 n〉×持分の総和 n ÷ 最大公約数 n》という計算によって求められる。
- (イ) 上記 (ア) において、〈通算持分の総和 n-1〉内に表示されていた〈相続対象 n〉には、《持分の総和 n ÷ 最大公約数 n》が乗じられている。したがって、〈通算持分の総和 n-1〉を適正化するには、これに同じ数を乗じればよい。
- (ウ) よって、〈通算持分の総和 n〉は、《通算持分の総和 n-1 × (持分の総和 n ÷ 最大公約数 n)》となる。

ところで上に述べた様に、〈相続対象 n〉とは、n-1 回目の相続終了時点で生存していた遺産共有者の内の一人の持分である。したがって、〈通算持分の総和 n-1〉内に表示されていた他の共有者の持分も、これに《持分の総和 n ÷ 最大公約数 n》を乗じることで〈通算持分の総和 n〉内に再表示することが出来る。

$$\frac{\langle \text{通算持分の総和 } n-1 \rangle \text{ 内の持分} \times (\text{持分の総和 } n \div \text{最大公約数 } n)}{\text{通算持分の総和 } n-1 \times (\text{持分の総和 } n \div \text{最大公約数 } n)}$$

一方、n 回目の相続において配分された持分を〈通算持分の総和 n〉内に表示するには、これと異なる手続きが必要である。なぜなら、この持分は〈通算持分の総和 n-1〉ではなく、n 回目の相続に限定して使用される〈持分の総和 n〉内に表示されていたものだからである。さて、n 回目の相続対象は、上記の様に〈通算持分の総和 n〉において《〈相続対象 n〉×(持分

の総和 $n \div$ 最大公約数 n)》と表現されていた。これは《持分の総和 $n \times$ (相続対象 $n \div$ 最大公約数 n)》と書き換えることが出来る。先にも述べた通り、〈持分の総和 n 〉とは、 n 回目の相続において相続人各人に配分される持分の合計を最小の数で示したものにほかならない。よって、 n 回目の相続で相続人各人が獲得した、〈持分の総和 n 〉内に示される持分も、これに《相続対象 $n \div$ 最大公約数 n 》を乗じることで〈通算持分の総和 n 〉内に再表示することが可能となる。

$$\frac{\langle \text{持分の総和} n \rangle \text{ 内の持分} \times (\text{相続対象} n \div \text{最大公約数} n)}{\text{通算持分の総和} n-1 \times (\text{持分の総和} n \div \text{最大公約数} n)}$$

4-2 具体例を想定しての説明

上の手順についても、具体例を想定してそれに当て嵌めてみる。ここでも、本章第1節から第3節で用いた例を使う。前回の相続に参加した相続人たちは、相続により獲得した家屋を分割せずに共有していたとしよう。その後、娘の1人が結婚し2男1女を設けたが、上記の共有物を分割しないうちにこの娘が死亡した。今回は、彼女が所有していた $16/72$ の持分が、彼女の夫、母、息子2人、娘1人により相続される(図2)。尚、下の図では各回の相続における被相続人を、相続回に対応する丸囲みの数字で表示している。今回の被相続人は、図中「②」と表示される人物である。

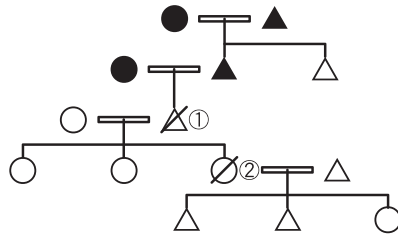


図2

ところで、当然のことではあるが相続権の有無は被相続人との続柄、および、被相続人の死亡時に生存している親族の顔触れにより決定される。従って、相続の対象が共有物の持分であるからといって、必ずしも共有者の全員がその相続人となるわけではない。このケースでは、前回「娘」として相続した被相続人の2人の姉妹は、被相続人の息子により排除されるので相続人とはならない[柳橋 2005: 501]。また、父系傍系血族である「父方のおじ」として前回の相続に参加した被相続人の大おじも、同様の理由で相続から排除される[柳橋 2005: 503]。一方、前回「妻」として相続した被相続人の母は、今回も割当相続人として相続に参加する。

A) グループ化と持分の原総和の設定

まず、今回の相続におけるグループ化であるが、生存配偶者である夫、および、女性尊属である母は、それぞれ1名のみで1グループを形成する。息子2人と娘1人は一見、別グループを形成するように思えるが、相続人に息子と娘の両方が含まれる場合、娘は割当相続人とはならず、息子と共にアサバの相続人となって同一グループを形成する（これを「アサバ化」という）。グループの相続分は、息子各人の相続分と娘各人のそれが2:1の比率となるよう配分される〔柳橋 2005: 500〕。

このうち割当相続人が構成するグループは夫グループと母グループの2つであり、それぞれの相続分は1/4と1/6となる。すると、持分の原総和は4と6の最小公倍数である12となり、各グループの相続分は下の表6の様になる。

表 6

グループ	夫	母	実子
相 続 分	3	2	7
持分の総和	12		

B) 持分の原総和の適正化

これら3グループのうち、《相続分÷成員数》の商が整数とならないのは、実子グループのみである。ところで、アサバの相続人である実子グループの成員は3人であるが、彼らはグループの相続分を均分するわけではない。これでは計算上不都合であるので、娘の2倍の相続分を有する息子は、各々「娘2人」としてカウントする。よって、実子グループは持分の原総和内の相続分7を均分する5人が構成するものとみなされる²³⁾。7と5は互いに素であるため、持分の原総和12に成員数5を乗じた60が適正化後の持分の総和となる。適正化後の持分の総和内での各人の相続分は表7の通りである。

表 7

被相続人との続柄	夫	母	息子	息子	娘
相 続 分	15	10	14	14	7
持分の総和	60				

C) 持分相続の計算

今回の相続対象となる持分は、被相続人が前回の相続で獲得した相続分16/72である。よって、〈相続対象n〉は16となる。また、上記の通り〈持分の総和n〉は60となる。前者を後者で割った商は整数とはならないが、両者は4を最大公約数とする。そこで、〈通算持分の総和n-1〉(=72)を以下の様な計算により適正化して、〈通算持分の総和n〉を求める。

23) このカウント方法については〔Jurjani: 118〕を参照のこと。

$72(\text{通算持分の総和 } n-1) \times (60(\text{持分の総和 } n) \div 4(\text{最大公約数 } n)) = 1080(\text{通算持分の総和 } n)$

① 前回の相続終了時の持分

まず、共有者の各々が前回の相続終了時に保持していた持分（表2）を、新たに設定された〈通算持分の総和 n〉内に表示する。これは、《〈通算持分の総和 n-1〉内の持分×(60(持分の総和 n)÷4(最大公約数 n))》で求められる（表8）。

表 8

被相続人①との続柄	妻	娘	娘	父方のおじ
相続分	135	240	240	225
通算持分の総和 n	1080			

② 今回の相続で相続人が獲得した持分

次に、今回の相続で相続人が獲得した持分（表7）を、やはり〈通算持分の総和 n〉内に表示する。これは、《〈持分の総和 n〉内の持分×(16(相続対象 n)÷4(最大公約数 n))》で求められる（表9）。

表 9

被相続人②との続柄	夫	母	息子	息子	娘
相続分	60	40	56	56	28
通算持分の総和 n	1080				

③ 今回の相続終了時点での共有者各人の通算持分

これで今回の相続が終了した時点での各人の持分計算はほぼ終了した。ただし、同じ人物が複数回相続に参加している場合、その人物については通算の獲得持分を表示する必要がある。ここで想定した例で言えば、前回は「妻」、今回は「母」としてそれぞれ相続に参加した人物がこれに該当する。彼女の通算持分は前回の135と今回の40を合わせた175となる。そこで、共有物を生成した被相続人①との続柄により全共有者の持分を表示すると下の表10の様になる。

表 10

被相続人①との続柄	妻	娘	娘	父方のおじ	娘の夫	娘の息子	娘の息子	娘の娘
相続分	175	240	240	225	60	56	56	28
通算持分の総和 n	1080							

III SOKM 4063-29-64 文書に記載される持分相続計算表の解説

1 関係者一覧と凡例

さて、以上で持分計算の手順にかんする説明が終わった。いよいよ問題の SOKM 4063-29-64 文書右余白部に記載される持分計算表の解説へと移る。

まずは、下の図3に関係者の系図を示す。点線で囲まれた人物は被相続人であり、名前右側に配置した丸囲みの数字は、その人物が被相続人となった相続回を示す。また、名前の方に記載される括弧内の数字は、その人物が参加した相続回を示している。SOKM 4063-29-64 文書は、共有物の分割を請求して提起された訴訟の際に作成されたものとみられるが、上述の様に、その原告は図中の 'Abd al-Ra'ūf である。

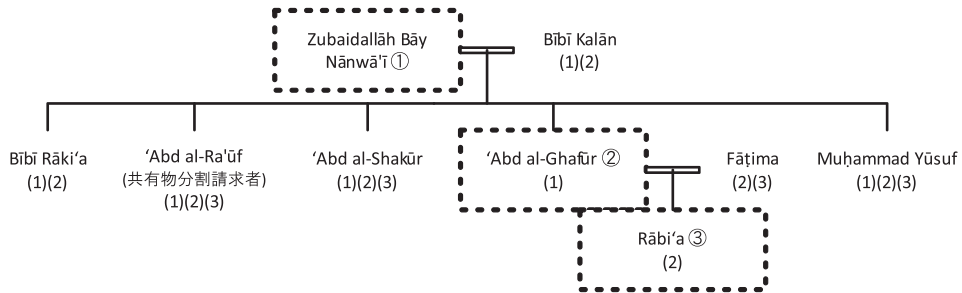


図3

各回の持分計算表は、ラテン文字および算用数字に翻字したうえ提示する。その際、表中の列はアルファベット大文字、行はローマ数字小文字で表示し、表内のマスは「A-i」の様に表記する。また、それぞれの計算表には、「計算表{n}」(n=相続回)と名前を付ける。実際の表中には、表内の数字の意味を指示しているであろう、記号化された但し書が散見されるが、残念ながらその殆どは読み取ることが出来なかった。ゆえに、本稿では但し書は翻字の対象から外している。

また、本表の作成者は、おそらく将来の改竄を防止する意図であろうが、途中行に空欄が生じぬよう、本来ならば同一行内に記載されるべきでない数字を無理やり同じ行に記載する傾向がある。例えば、後掲の計算表{1}の行ivと行vに記載される各人の持分は、それぞれ異なる持分の総和内に表示されているものだが、実際の文書ではA-ivとB-v～F-vまでのデータは同一行に記載される²⁴⁾。そこで、オリジナルの外形を損なうことにはなるが、本稿では計算表を提示するにあたり、基準となる持分の総和が変わる度に行を改めている。

尚、上の説明で使用した「持分の総和n」等の表現は、この先の計算表の解説においても引き続き使用する。ただし、相続の回数を示す「n」は、{}内に表記する(たとえば、1回目の相続に限定して使用される持分の総和であれば、〈持分の総和{1}〉の様に表示する)。また、各回の相続における任意のグループの成員数は、たとえば同父母きょうだいのグループであれば「成員数{きょうだい}」の様に示す。

24) 実際の表では、4行目にA-ivとB-v～F-vが、5行目にA-vとB-vi～F-viが配置され、6行目は右端にA-viのみが記載されて、後は空白となっている。

2 1回目の相続：共有物の生成

1回目の相続は持分相続ではなく、後に共有物となる家屋を相続の対象とする単純な相続である（表11）。

表11 計算表(1)

F	E	D	C	B	A	
72	Zubaidallāh Bāy Nānwā' i			9	8	i
Bibī Rākī'a	'Abd al-Ra'ūf	'Abd al-Shakūr	'Abd al-Ghafūr	Muhammad Yūsuf	Bibī Kalān	ii
娘	息子	息子	息子	息子	妻	iii
					1	iv
7	14	14	14	14	9	v
84	168	168		168	108	vi

表中、行 i の中程には被相続人の名前が記載される。3つの計算表のいずれにも該当することであるが、元々アラビア文字で記載されるこの表は右から左へと行が送られる。ここに各相続人を記載するとき（行 ii）、最初に割当相続人、その後にアサバの相続人がそれぞれ配置される。また、各相続人の名前の下には、被相続人との続柄が略号で表示される（行 iii）。例えば、妻ならばアラビア語“zauja”（「妻」）の末尾2文字である jim と ha' を以てその略号とする。

今回の相続人は2グループに分かたれる。1つは、唯一の割当相続人である妻1人のグループで、相続分は1/8である。A-i に記載される「8」という数字は、今回の相続における持分の原総和を、A-iv の「1」は持分の原総和内の妻の相続分をそれぞれ意味している。

もう1つのグループは、アサバの相続人である実子5名のグループで、残余の7/8がその相続分である。実子グループは息子4人と娘1人から構成されるので、上に述べた様に、グループの成員数はより相続分の小さい娘を基準に「9人」と算定される（B-i）。持分の原総和内でのグループの相続分7は、成員数9で割り切れないので、適正化を実施する。7と9は互いに素であるから、適正化は持分の原総和に成員数を乗じることで実現される。したがって、〈持分の総和{1}〉は、《8(持分の原総和)×9(成員数|実子|)=72》となる（F-i）。行 v に記載される数字は、〈持分の総和{1}〉内に各相続人の相続分を表示したものである。ところで、太枠で囲んだ列 C に見える息子、'Abd al-Ghafūr の欄は実際の文書上でも枠で囲まれているが、これは彼が次回相続の被相続人であることを示す。

また、行 vi に記載される数字であるが、これは今回の相続分を〈通算持分の総和{2}〉、つまり、2回目の相続終了時点における生存者の通算持分を表示するための持分の総和内に再表示したものである。'Abd al-Ghafūr は2回目の相続では被相続人となるため、行 vi に彼の持分は記載されない。

3 2回目の相続：最初の持分相続

2回目の相続は、前回の相続で生成された共有物、即ち家屋に設定された持分を対象とするものである（表12）。

表12 計算表{2}

I	H	G	F	E	D	C	B	A		
								12	i	
								168	ii	
		864	持分14(1)の被相続人'Abd al-Ghafūr					7	24	iii
4 5	8 6 4	同上	同上	同上	同上	未成年女子 Rabi'a	上記 Bibi Kalān	Fāṭima	iv	
		同父母姉妹	同父母兄弟	同父母兄弟	同父母兄弟	娘	母	妻	v	
						12	4	3	vi	
		5	10	10	10	84	28	21	vii	
		84	168	168	168		108		viii	
		89	178	178	178		136		ix	
		267	534	534	534		408	63	x	

表中、行iiiの中程には被相続人の名前と、今回の相続対象となる持分（〈通算持分の総和{1}〉内に示したもの）が記載される（前回の相続は初回の相続なので、〈持分の総和{1}〉と〈通算持分の総和{1}〉は同一のものとなる）。実際の文書では、相続対象である持分「14」の上方に「1」という数字が書き込まれているが、本稿では表の内容を翻字するにあたり便宜的にこれを括弧内に表記した。尚、この「1」が何を意味するかについては後述する。

今回の相続人は4つのグループに分かれたれ、その内の3つが割当相続人のグループである。1つ目のグループは生存配偶者である妻1人から成り、相続分は1/8である。2つ目のグループは女性尊属である母²⁵⁾1人が構成し、相続分は1/6となる。3つ目は女性卑属である娘1人が形成するもので、相続分は1/2である。これら割当相続人の相続分から導き出される持分原総和は24であり（A-iii）、A-viからC-viには持分原総和内での各人の相続分が表示されている。尚、太枠で囲んだ列Cに見える娘、Rabi'aの欄は実際の文書でもやはり枠に囲まれており、これは彼女が次回相続の被相続人であることを意味している。

次いで、アサバの相続人グループを形成するのは被相続人の同父母きょうだい²⁶⁾4人で、相続分は残余の5/24となる。きょうだいグループの実際の成員は4人であるが、既に説明した通り、より相続分の小さい姉妹を基準として計算上は「7人」とみなされる（B-iii）。

25) 表中では、アラビア語“umm”(「母」)の末尾1文字を以てmimと略記される。

26) 表中、同父母兄弟はアラビア語“akh 'aini”(「同父母兄弟」)の一部を取ってkhā'と'ainの2文字で、同父母姉妹は同じく“ukht 'ainiya”(「同父母姉妹」)の一部を取ってkhā', tā', 'ainの3文字でそれぞれ略記される（D-v~G-v）。また、各人の名前は既に計算表{1}に明記されているので、ここでは単に「前述の」を意味する“madhkūr”(女性ならば“madhkūra”)の一語のみが名前欄に記載される（D-iv~G-iv）。

持分の原総和内に示されるグループの相続分5は、成員数7で割り切れないので、今回も適正化が実施される。5と7は互いに素であるため、〈持分の総和|2〉は《24(持分の原総和)×7(成員数|きょうだい)|=168》となる(A-ii)。行viiに記載される数字は、各人の相続分を〈持分の総和|2〉内に表示したものである。

次に、〈通算持分の総和|2〉を設定し、その中に今回の相続で各人が獲得した持分と、前回の相続で彼らが獲得したそれとを合算したうえ表示する、という作業を行う。〈相続対象|2〉は14、〈持分の総和|2〉は168である。前者を後者で割り切ることが出来ないが、両者は互いの約数/倍数の関係にあり、〈最大公約数|2〉は14となる。また、上に述べたように前回の相続は初回の相続であるため、適正化の対象である〈通算持分の総和|1〉は、〈持分の総和|1〉に相当する。よって、〈通算持分の総和|2〉は、《72(通算持分の総和|1)×(168(持分の総和|2)÷14(最大公約数|2))=864》となる(G-iii、列H)。尚、A-iに記載される「12」は、上の計算式における《168÷14》の結果を示したものである。つまり、A-iは、〈通算持分の総和|1〉内に示される持分を、〈通算持分の総和|2〉を基準として表示するときに乗じる数を指示したものと解釈される。

次に、〈通算持分の総和|2〉の中に、今回の相続で新たに獲得された各人の持分を表示する。そのためには、《〈持分の総和|2〉内の持分×(14(相続対象|2)÷14(最大公約数|2))》という計算を実行すればよいが、今回は《相続対象|2÷最大公約数|2》の結果が偶々1となるので、〈持分の総和|2〉内に表示される各自の持分は、そのまま〈通算持分の総和|2〉内に移し替えることが出来る。したがって、本来ならば行viiの下に、〈持分の総和|2〉内の持分を〈通算持分の総和|2〉内に移し替えた結果を記載した行が置かれるべきところではあるが、本表においてはそれが意図的に省略されている。尚、行iiiの被相続人欄に記載される括弧内の数字「1」とは、〈持分の総和|2〉内に示される持分を〈通算持分の総和|2〉内に移し替える際、乗じるべき数を指示したものと解釈される。

行viiiは、計算表|1〉の行viを転記したものである。上述の様に、計算表|1〉の行viは、1回目の相続で獲得された持分を〈通算持分の総和|2〉内に再表示したものである。したがって、計算表|2〉の行viiには今回の相続で獲得された持分が、行viiiには前回の相続で獲得されたそれが、それぞれ〈通算持分の総和|2〉内に表示されていることになる。行ixは、行viiとviiiに記載される持分を合算した結果を、やはり〈通算持分の総和|2〉内に表示したものである。つまり、2回目の相続終了時点での各人の通算持分である。ただし、今回始めて相続に参加した列AのFātima、および、列CのRābi'aについては、行viiに記載された持分がそのまま通算の持分となるので、行ixの該当欄は空白となっている。

最終行の列xは、今回の相続終了時点での共有者各人の通算持分を、〈通算持分の総和|3〉内に移し替えたものである。列CのRābi'aは3回目の相続では被相続人となるため、彼女の持分はここに記載されない。

ところで、列Iには「45」という数字が記載されているが、この数字が何を指示するもの

なのか、残念ながら今回は明らかにすることが出来なかった。

4 3回目の相続：最後の持分相続

3回目の相続は、Rābi'a が所持する 84/864 の持分を対象とする相続である（表 13）。

表 13 計算表 {3}

F	E	D	C	B	A	
					3	i
					9	ii
		2592	持分 84 (28) の被相続人 上記未成年女子 Rābi'a	3	3	iii
4 5	2 5 9 2	上記 'Abd al-Ra'ūf	上記 'Abd al-Shakūr	上記 Muḥammad Yūsuf	上記 Fāṭima	iv
		おじ	おじ	おじ	母	v
					1	vi
		2	2	2	3	vii
		56	56	56	84	viii
		534	534	534	63	ix
		590	590	590	147	x

相続の対象となる「持分 84」に続く括弧内の数字「28」は、実際の文書においてはやはり前者の上方に記載される（C-iii）。一見して分かるように、今回はこれまでに比べ相続人の数が少ない。被相続人の祖母である Bibi Kalān は、被相続人の母 Fāṭima により相続から排除されている [柳橋 2005: 499]。また、今回の被相続人は「未成年 (ṣaghira)」であるため卑属がおらず、さらに、直系の男性尊属も、きょうだいも存在しない（彼女の父方の祖父は初回の、父は 2 回目の相続の被相続人である）。この場合、父系傍系血族がアサバの相続人として相続に参加することになるが、このとき相続権を有するのは男性に限られるため、被相続人のおばである Bibi Raki'a は相続から排除される [柳橋 2005: 503]。

今回の相続におけるグループは 2 つのみである。母の Fāṭima は 1 人で唯一の割当相続人グループを構成する。上述の様に被相続人には卑属もきょうだいも存在しないため、前回とは異なり母の相続分は 1/3 となる [柳橋 2005: 498]。従って、持分の原総和は 3 (A-iii)、その内の彼女の相続分は 1 (A-vi) となる。もう 1 つは被相続人のおじ 3 人が形成するアサバの相続人のグループで、残余の 2/3 が相続分となる。おじグループの成員は 3 人 (B-iii) であるが、持分の原総和内でのグループの相続分 2 は成員数 3 で割り切れないため、今回もやはり適正化が必要となる。2 と 3 は互いに素であるため、〈持分の総和 {3}〉は $\{3(\text{持分の原総和}) \times 3(\text{成員数おじ}) = 9\}$ となる (A-ii)。行 vii では各人の相続分が〈持分の総和 {3}〉内に表示されている。

次に、〈通算持分の総和 {3}〉が計算される。〈相続対象 {3}〉の 84 は〈持分の総和 {3}〉の 9 で割り切れないが、両者は公約数を持ち、〈最大公約数 {3}〉は 3 となる。よって、〈通算持

分の総和 $\{3\}$ は、 $\langle 864(\text{通算持分の総和}\{2\}) \times (9(\text{持分の総和}\{3\}) \div 3(\text{最大公約数}\{3\})) = 2592 \rangle$ となる (D-iii, 列 E)。A-i に表示される「3」は、 $\langle \text{通算持分の総和}\{2\} \rangle$ 内の持分を、 $\langle \text{通算持分の総和}\{3\} \rangle$ 内に移し替えるため乗じる数を指示したものである。

一方、今回の相続で獲得された $\langle \text{持分の総和}\{3\} \rangle$ 内の持分を $\langle \text{通算持分の総和}\{3\} \rangle$ 内に移し替えるには、 $\langle \langle \text{持分の総和}\{3\} \rangle \text{内の持分} \times (84(\text{相続対象}\{3\}) \div 3(\text{最大公約数}\{3\})) \rangle$ を計算すればよい。C-iii の「持分 84」に続く括弧内の数字「28」は、上の計算式にある $\langle 84 \div 3 \rangle$ の結果、即ち、 $\langle \text{持分の総和}\{3\} \rangle$ 内の持分を $\langle \text{通算持分の総和}\{3\} \rangle$ 内に再表示する際に乗じる数を表している。行viiiは今回の相続で獲得された各人の持分を $\langle \text{通算持分の総和}\{3\} \rangle$ 内に移し替えた結果である。

行ixは、計算表 $\{2\}$ の行 x の記載内容の内、今回の相続に参加した者のデータを転記したものであり、これを今回の相続で獲得された持分と合算した結果が、本表の行 x で $\langle \text{通算持分の総和}\{3\} \rangle$ 内に表示されている。そして、今回もやはり列 F に記載される数字「45」の意味は分からないままとなった。

以上で、3 回目の相続終了時点での共有者全員の通算の持分が計算されたことになる。今回の相続に参加しなかった Bibi Kalān, Bibi Rāki'a の両名については、2 回目の相続終了時点における通算持分がそのまま 3 回目の相続終了時点での通算の持分となる (それぞれ計算表 $\{2\}$ の B-x, G-x に該当する)。共有者各人を初回相続の被相続人との続柄で示し、その持分を記載したものが下の表 14 である。

表 14 通算持分数

共有者	Bibi Kalān	Muḥammad Yūsuf	'Abd al-Shakūr	'Abd al-Ra'ūf	Bibi Rāki'a	Fāṭima
①との続柄	妻	息子	息子	息子	娘	息子の妻
通算持分	408	590	590	590	267	147
通算持分総数 $\{3\}$	2592					

5 SOKM 4063-29-64 文書の考察

以上の様に、本文書余白部の持分相続計算表に記載される数字の意味はほぼ解明された。ここから次の様な点が明らかになる。まず、12 世紀の人物である al-Sajāwandi が自著で示した相続分計算の手法は、20 世紀初頭に作成された本文書においてもほぼ忠実に踏襲されている。本文書から読み取れる単純な相続 (第 1 回)、および、持分相続 (第 2, 3 回) の際の適正化の手法は、al-Sajāwandi が記し、後に al-Jurjāni がその詳細を解説したそれと完全に一致している。このことは、シャリーア法廷における実務内容の長期にわたる持続性を如実に示すものである²⁷⁾。

27) この計算手法は、同時代のロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のムスリム社会においても使用さ

次に注目されるのは、遺産を共有したまま持分相続が繰り返される場合の共有者の顔触れである。本文書に記載されるケースでは、Zubaidallah Bāy が遺した家屋の共有者の中に、息子の妻である Fātima が名を連ねている。イスラーム法の相続規程では姻族に相続権は与えられないが、遺産を共有したまま持分相続が繰り返されることにより、姻族も家産の継承者と成り得たことがこの文書から明らかとなる。財産を継承、維持する共同体としての側面を「家族」に認めるのであれば、遺産の共有という行為には姻族を家産継承者としての「家族」の中に取り込む作用があったと言い得るだろう。

そこで、以下では類似の内容をもつ他のファトワー文書に依拠しながら、家産の共有者が共有物の生成者から見てどのような続柄の人物から構成されていたのかについて、改めて検討してみたい。

IV 遺産共有者の顔触れ

1 使用文書

本章では、計4点のファトワー文書に依拠しながら、持分相続を経て出来上がった家産共有者の構成と、それぞれの持分を提示する。これら4点のファトワー文書は、いずれも1回以上の持分相続を含む複数回の相続を繰り返した結果、共有者各人にどれだけの持分が配分されたのかを確認するものである。従って、これらの文書も上述のSOKM 4063-29-64文書と同様に、共有者の一人が共有物の分割を請求して提起した訴訟に際し、原告がムフティーに作成させたファトワー文書である蓋然性が高い。

ファトワー文書は日付、作成地を記載しない文書であるから、これらの文書が作成された正確な時期や場所を知ることはできない。しかしながら、内1点(SOKM 4063-29-70)は上述のSOKM 4063-29-64文書と同じ紙束の中に綴じ込まれていたものなので、やはり20世紀初頭のトルキスタン地方サマルカンド州に由来するものと見て差し支えない²⁸⁾。残り3点の内、1点(FOKM 6-30)は現在ウズベキスタンのフェルガナ州立博物館に所蔵されていることから、博物館のあるフェルガナ市およびその近郊に由来する可能性が高い。ただし、作成時期は不明である。その他2点(BGAM 34508-11-79; BGAM 34508-11-80)はいずれもウズベキスタンの国立ブハラ建築美術博物館保護区の所蔵文書である。ただし、同博物館が所蔵する文書のうち、34508-11番台の文書群には帝政期のフェルガナ州ナマンガ市およびその近郊に由来することが確定可能な文書が多数含まれている。従って、これら2点の文書も同様に、19世紀末から20世紀初頭のフェルガナ州に由来するものと推定される。

↙ れていた。[磯貝真澄 2014: 121-2]にて提示される、ロシア帝国サマーラ県で作成された1891年の遺産分割証書には、「持分の原総和 (aşl-i mas'ala)」「適正化 (tašhih)」等の用語を使用する相続分計算の結果が記載されている。

28) 注9を参照のこと。

2 BGAM 34508-11-79 文書：配偶者と実子のみで共有者が構成されるケース

最初に紹介するのは帝政期フェルガナ州のナマンガンに由来すると思しき BGAM 34508-11-79 文書の記載データである（図 4, 表 15）。尚、本文書には共有物の内容が明記されておらず、また、共有物の分割を請求した人物はおろか、共有物の分割を請求する訴訟の存在を直接想起させる文言もない。しかしながら、ファトワー文書という種類の文書が、そもそも訴訟の際に一方当事者の依頼により作成されたものであることを思い起こすのであれば、本文書の背景に共有物の分割を請求する訴訟が存在したことはほぼ確実である。尚、図中の各記号の意味は、上記の図 2 におけるそれと同様であり、白色、かつ、斜線が引かれていない人物が文書作成時点での遺産の共有者となる。また、三角や丸の下方に記載される括弧内の数字は、図 3 と同様、各人が参加した相続回を示している。

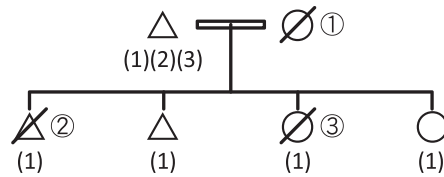


図 4

表 15

①との続柄	夫	息子	娘
持分	5	2	1
持分総数	8		

このケースでは、①の遺産は当初、その夫と実子 4 人により共有されていた。その後、実子の内 2 人が死亡し、その都度持分相続が行われたため、結果として夫と実子 2 人の計 3 名が共有者となった。2 度にわたる持分相続が実施された時点では、被相続人である②、③のいずれにも配偶者や卑属は存在していなかった。また、このとき生存していた①の実子は、被相続人である②、③から見て「同父母きょうだい」に当たるが、同父母きょうだいは被相続人の父により相続から排除されるため、彼らは相続人とはならなかった [柳橋 2005: 501]。そのため、本文書作成時点での各共有者の持分を比較すると、①の夫の持分が圧倒的に大きなものとなっている。勿論、この人物が保有する持分は、将来的にその実子へと相続されることになる。いずれにしても、本文書に記載されるケースでは、共有者は共有物を生成した①の配偶者と実子に限られている。

3 SOKM 4063-29-70 文書：女系血族が共有者に名を連ねるケース

次に、20 世紀初頭のサマルカンド州に由来すると思しき SOKM 4063-29-70 文書の記載データを提示する（図 5, 表 16）。尚、この文書には、共有者の一人（図 5 参照）が共有物分割を請求した旨が明記されている。

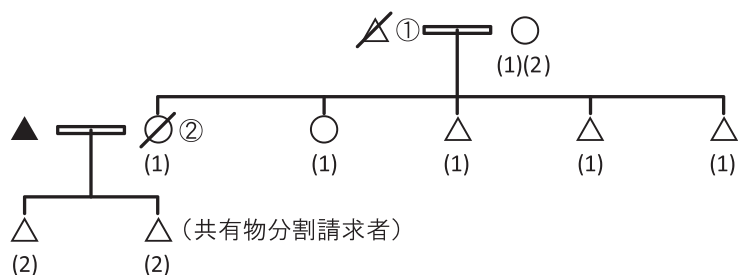


図 5

表 16

①との続柄	妻	息子	息子	息子	娘	娘の息子	娘の息子
持分	110	168	168	168	84	35	35
持分総数	768						

このケースでは、①の遺産を、まずその配偶者と実子が共有している。ここまでは前述のケースと同様であるが、次に行われた持分相続では①の娘(②)が死亡したことにより、その息子(つまり①の外孫)にも持分が配分された。結果として、文書作成時点での共有者の顔触れは表 16 の様になっている。

共有者はいずれも①の配偶者および血族であるが、注目すべきは娘の息子 2 人がその中に名を連ねていることである。娘の息子から見て、①は母方の祖父にあたる。一般に、イスラーム法の相続規程は男系血族に優越的な地位を与えるが、遺産の共有に伴う持分相続により、女系血族も家産の共有者と成り得たことが分かる。

4 FOKM 6-30 文書：きょうだいの配偶者やその女系卑属までもが共有者に含まれるケース

フェルガナ市ないしその近郊に由来すると思しき、作成時期不明の文書に記載されるデータである(図 6, 表 17)。共有物の内容も、共有物の分割を請求する訴訟についてもなんらの言及もないのは、上記 BGAM 34508-11-79 文書と同様である。

このケースでは、①に実子ないし孫が存在しなかったために、その遺産は配偶者と同父母

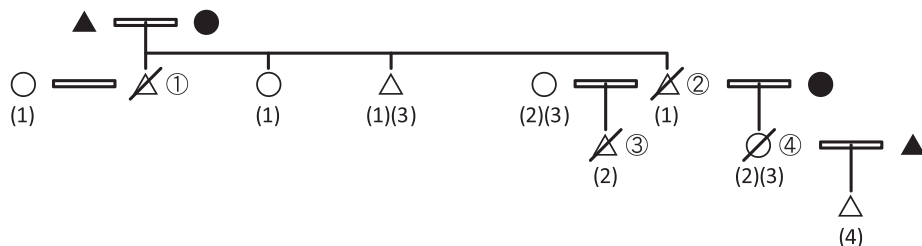


図 6

表 17

①との続柄	妻	同父母姉妹	同父母兄弟	同父母兄弟の妻	同父母兄弟の娘の息子
持分	60	36	79	23	42
持分総数	240				

きょうだいにより共有されている。その後、①の同父母兄弟(②)、続いて後者の息子(③)、娘(④)が死亡したため、共有者の範囲は①の兄弟の妻、さらに①の兄弟の娘の息子にまで及んでいる。姻族や、女系血族が家産継承者に含まれた例である。

5 BGAM 34508-11-80 文書：遺贈により女系卑属が最大の持分所有者となったケース

最後に紹介するのは、帝政期フェルガナ州のナマンガンに由来する蓋然性の高いBGAM 34508-11-80 文書の記載データである(図7, 表18)。尚、この文書にも共有物の内容、共有物分割を請求する訴訟への言及はない。

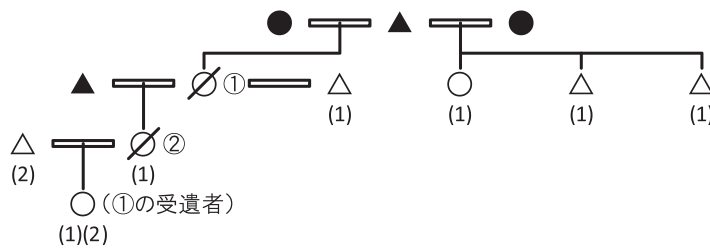


図 7

表 18

①との続柄	夫	同父異母兄弟	同父異母兄弟	同父異母姉妹	娘の夫	娘の娘
持分	10	4	4	2	5	35
持分総数	60					

イスラーム法の相続規程に則るならば、①の遺産はまず配偶者と娘、および、同父異母きょうだい間で共有され、次に①の娘(②)が死亡することで初めて後者の配偶者と娘が共有者の列に加わるべきところである。ところが、①はイスラーム法が定める遺贈の限度額である自己の財産の1/3を孫娘に遺贈しているため²⁹⁾、既に初回相続の時点で孫娘が遺産共有者に名を連ねることになった。表18が示す様に、①の女系卑属である孫娘の持分は不自然に大きなものとなっているが、これは彼女が初回相続時に①の遺産の1/3を受領した上に、

29) 受遺者が相続人でない場合、遺贈の限度額は、被相続人の遺産から債務と葬儀費用を引き去った額の1/3に相当する額となる。尚、遺贈額がこれを超過した場合、超過分についての遺贈の効力は各相続人による追認にかかる [柳橋 2012: 590-1]。

2 回目の相続でも実母である②の持分の 3/4 を獲得したことによる³⁰⁾。持分相続と遺贈が組み合わさることにより、女系卑属かつ女性が最大の持分を獲得することになったという事例である。

結 語

以上、本論ではロシア帝国トルキスタン地方サマルカンド州の法廷に提出されたファトワー文書を手掛かりに、19 世紀後半から 20 世紀初頭の中央アジアにおける、共有による家産の継承と維持という問題について考察した。その過程で、以下の点を明らかにし得たと考える。第一に、当時の中央アジアでは家産の一体性を維持する方策として、遺産の共有という手段を選択することが決して珍しいことではなかった。第二に、家産を共有したままの状態でも共有者の一人が死亡した場合、被相続人が保有していた持分が相続の対象となるが、持分相続の計算手法は 12 世紀の法学書に記載されるそれを 20 世紀初頭においても完全に踏襲していた。そして第三に、持分相続はしばしば共有者の範囲を拡大させたため、これが繰り返された場合、共有物の生成者である最初の被相続人にとっての女系血族や姻族までもが共有者を構成するメンバーと成り得た。つまり、共有状態にある家産は往々にして、共有物を生成した人物の相続人には本来含まれない人々をもその中に取り込んだ、極めて広い意味での「家族」によって継承されていたのである。本論の第 I 章第 1 節で、当時の証書には「X の子どもたち」、「X の相続人たち」という表現が頻出すると述べたが、この「子どもたち」や「相続人たち」にしても実際には文字通りの意味ではなく、X から見て相当に遠い親族をも含んだ集団を含意したものと理解すべきだろう。

少なくとも中央アジアのシャリーア法廷文書は、同一文書内に現れる複数の人物が同じ世帯を構成するのか、または、別世帯を形成しているのかにつき、何らかの特殊な事情が無い限り言及することがない³¹⁾。したがって、上に述べた家産の共有者達が、はたして同一の世帯を構成していたのかどうかは不明である。しかしながら、相互の親等の遠近はさておき、もともと血縁ないし姻戚の関係を持つ人々が、特定の財産を共有することによって、親族と

30) 2 回目の相続の参加者は②の配偶者と娘のみである（初回相続に参加した②のおじ、おばは、②の母系傍系血族となるので、今回は相続権を与えられない [柳橋 2005: 503]）。ともに割当相続人である両者の相続分はそれぞれ 1/4 と 1/2 となるが、その合計は 1 に満たないため再配分 (radd) が行われる。この時、生存配偶者は再配分の対象から除外されるので、1 から夫の相続分 1/4 と娘の相続分 1/2 を差し引いた残余の 1/4 は全て娘のものとなり、結果として娘の相続分は 3/4 となる。尚、「再配分」については、[Coulson 1971: 49-51] を見よ。

31) もちろん、例外は存在する。たとえば、やはり 20 世紀初頭のサマルカンド州の法廷に提出されたと思しきファトワー文書 SOKM 4063-29-16 は、同じ住居に居住する 3 名の内の一人がこの住居の所有権を主張して、残り 2 名の立ち退きを求めた訴訟を扱う。この場合、原告の請求内容に同居人である被告 2 名の住居からの立ち退きが含まれるため、この 3 名が同じ世帯を構成していることが文書に明記される [Isogai 2014: 67-75]。

いう大枠の中で或る種の下位集団を形成していたことは十分に考えられる。今後、より多くのシャリーア法廷文書からデータを収集することで、遺産共有者の構成パターン、共有される家産の種別やその運用方法、および、共有者間で利害が衝突する場合の原因やその解決の在り方等々につき、一層具体的な形を描くことも出来るだろう。それは今後の課題とすることにして、ここで本論を終える。

[附記] 本稿は JSPS 科研費 18H00706 の助成を受けたものである。ここに記して謝意を表する。

参考文献

(使用文書所蔵機関)

BGAM : Bukharskii Gosudarstvennyi Arkhitekturno-Khudozhestvennyi Muzei-Zapovednik

FOKM : Ferganskii Oblastnoi Kraevedcheskii Muzei

SOKM : Samarkandskii Oblastnoi Kraevedcheskii Muzei

(資料略号)

GAL : Brockelmann, C. (1943-1949) *Geschichte der Arabischen Litteratur vols. I-II*, Leiden, Brill.

Jurjāni : al-Sayyid al-Sharif `Alī al-Jurjāni, *Sharḥ al-Sirājīya*. `Abd al-Muta`al al-Ṣa`īdī (ed.), Cairo, al-Maktaba wa Maṭba`a Muḥammad `Alī Ṣabīḥ wa Aulādihi, n. d.

Majalla : *Majallat al-Aḥkām al-`Adliya*, Quṣṭanṭīniya [Istanbul], AH1305, the 3rd ed.

(研究)

Agmon, I. (2006) *Family & Court : Legal Culture and Modernity in Late Ottoman Palestine*, New York, Syracuse University Press.

Chekhovich, O. D. (1974) *Samarkandskie Dokumenty XV-XVI vv. (O Vladeniyakh Khodzhi Aḥrāra v Srednei Azii i Afganistane)*, Moscow, Nauka.

Coulson, N. J. (1971) *Succession in the Muslim Family*, Cambridge, Cambridge University Press (digitally reprinted in 2008).

Doumani, Beshara B. (2017) *Family Life in the Ottoman Mediterranean*, Cambridge, Cambridge University Press.

Isogai, K. (2011) Seven Fatwa Documents from Early 20th Century Samarqand : The Function of Mufti in the Judicial Proceedings Adopted at Central Asian Islamic Court 『日本中東学会年報』 27-1, 259-282.

Isogai, K. (2014) The Judicial Documents Produced in the Shari'a Courts of Russian Turkestan 『追手門学院大学国際教養学部紀要』 7, 59-75.

Ivanov, P. P. (1954) *Khozyaistvo Dzhuibarskikh Sheikhov. K Istorii Feodal'nogo Zemlevladieniya v*

- Srednei Azii v XVI-XVIII vv.*, Moscow-Leningrad, Nauka.
- Kawahara, Y. (2012) *Private Archives on a Makhdūmzāda Family in Marghilan (NIHU Program Islamic Area Studies, TIAS Central Eurasian Research Series No. 7)*, Tokyo.
- McChesney, R. D. (1996) *Central Asia: Foundations of Change*, Princeton, Princeton University Press.
- Sartori, P. (2016) *Visions of Justice: Shari'a and Cultural Change in Russian Central Asia*, Leiden-Boston, Brill.
- Welsford, T. (2013) Fathers and Sons: Re-readings in a Samarqandi Private Archive. In: Sartori, P. (ed.) *Explorations in the Social History of Modern Central Asia (19th-Early 20th Century)*, Leiden-Boston, Brill, 299-323.
- 磯貝健一 (2014) シャリーア法廷裁判文書の作成システム：帝政期中央アジアのカーディーとタズキラ 大江泰一郎・堀川徹・磯貝健一 (編) 『シャリーアとロシア帝国』 臨川書店, 130-165.
- 磯貝真澄 (2014) ヴォルガ・ウラル地域におけるムスリムの遺産分割：その制度と事例 大江泰一郎・堀川徹・磯貝健一 (編) 『シャリーアとロシア帝国』 臨川書店, 103-129.
- 大河原知樹・堀井聡江 (2014) 『イスラーム法の「変容」 近代との邂逅』 山川出版社.
- 大河原知樹・堀井聡江・磯貝健一 (2011) 『オスマン民法典 (メジェッレ) 研究序説』 NIHU プログラム「イスラーム地域研究」東洋文庫拠点.
- 川口琢司 (2007) 『ティムール帝国支配層の研究』 北海道大学出版会.
- 柳橋博之 (2005) 相続法の概要 柳橋博之 (編) 『現代ムスリム家族法』 日本加除出版, 491-510.
- 柳橋博之 (2012) 『イスラーム財産法』 東京大学出版会.

(京都大学大学院文学研究科)